

（令和 7 年 4 月 1 日～ 秋田県に申請する場合の手数料）

※秋田県建築基準法関係手数料徴収条例（以下「手数料条例」と表現します。）から抜粋した手数料の額を掲載しています。

完了検査申請（工事完了通知）手数料・・・別表 二の項

床面積の合計	1 中間検査あり		2 中間検査なし	
	(1) 通常の検査	(2) 省エネ検査が必要な場合※ ¹	(1) 通常の検査	(2) 省エネ検査が必要な場合※ ¹
30㎡以内	15, 000円	21, 000円	18, 000円	24, 000円
30㎡を超え、100㎡以内	18, 000円	24, 000円	21, 000円	28, 000円
100㎡を超え、200㎡以内	27, 000円	33, 000円	30, 000円	36, 000円
200㎡を超え、500㎡以内	37, 000円	47, 000円	40, 000円	50, 000円
500㎡を超え、1, 000㎡以内	64, 000円	81, 000円	65, 000円	83, 000円
1, 000㎡を超え、2, 000㎡以内	86, 000円	114, 000円	94, 000円	122, 000円
2, 000㎡を超え、10, 000㎡以内	212, 000円	297, 000円	229, 000円	314, 000円
10, 000㎡を超え、50, 000㎡以内	349, 000円	518, 000円	365, 000円	534, 000円
50, 000㎡を超える	723, 000円	934, 000円	737, 000円	948, 000円

※ 1 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 11 条第 1 項に規定する特定建築行為である場合

（完了検査において、省エネ基準適合の検査が必要な場合）

※ 2 完了検査申請又は工事完了通知に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 11 条第 1 項に規定する特定建築行為による建築物が含まれる場合の手数料は、申請等に係る全ての建築物の延べ面積を合計した床面積に対する省エネ検査が必要な場合の額になります。